

## 第4次秋田市地域福祉計画（案）に対する主な意見と市の考え方・対応

## 1 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 H30.11.20

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
第4章「計画の取組」 55頁	《市民・地域に期待される役割》で、民生児童委員協議会の記載を追加してほしい。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」 56-57頁	《市の取組》一覧で、新規取組がわかるようにしてほしい。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」 施策5 86頁	《参考となる取組事例》で、「福祉サービス第三者評価事業」について、どのように取り組んでいるか中身を記載してほしい。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」 施策7 92頁	4-7-5「消費者啓発」の欄内の「SNS」について、わかりやすい記載にしてはどうか。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」 施策7 93頁	4-7-12「住宅環境の整備」について、空き家に関する記載を追加してはどうか。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」 施策7 94頁	4-7-14「既存公共施設等のバリアフリー化の促進」について、ユニバーサルデザインに関する記載を追加してはどうか。	意見を踏まえ修正した。
第4章「計画の取組」	《目標指標等》について、《施策〇のための指標》と記載してはどうか。	意見を踏まえ修正した。

## 2 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会 H30. 11. 26

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
第5章「重点事業」 105頁など	重点事業2について、名称を分かりやすいものにしたほうがよい。	現行の第3次計画の重点事業を継承することから、名称についても現行計画と同じ「災害に備えた支え合いの地域づくり」とした。

## 3 市議会厚生委員会 H30. 12. 13

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
第3章「計画の基本的な考え方」 1(3) 43頁	「公・共・私」の並び順について、市民協働など市民が主体的な役割を担うことが重要との考え方によれば、逆の並び順にするべきではないか。	市が策定する計画のため、「公・共・私」という表現が一般的と考えるが、表記の仕方について、策定機関である社会福祉審議会の地域福祉専門分科会に諮って検討する。
第3章「計画の基本的な考え方」 1(3) 43頁	「公・共・私」の並び順はこのままがよい。まずは、行政が役割を果たさなければならない。	同上

## 4 パブリックコメント（意見公募） H30. 12. 11～H31. 1. 10

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
計画全体	計画書が厚すぎて内容を理解するのが難しい。資料を簡素化してはどうか。	地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づいて作成しており、分かりやすい内容となるよう努めたが、記載すべき事項を盛り込んだ結果、このような分量となっているものである。なお、計画策定後、要旨をまとめた概要版を作成する予定である。

## 5 地域福祉推進関係者向け説明会 H30.12.20・21・25

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
計画全体	<p>昨今、国から外国人労働者受け入れ拡大の方針が示されているが、外国労働者が地域の住民として定着した場合、言葉の問題や犯罪率の増加、いわゆる2世・3世の問題などが発生するおそれがある。</p> <p>そのため、今回の地域福祉計画に盛り込むのが難しいとしても、次期計画策定時に福祉課題の一つとして検討するなど、対応が必要であるものとする。</p>	<p>第5次計画以降の策定時の参考とする。</p>
第3章「計画の基本的な考え方」 1(3) 43頁	<p>「自助・共助・公助」という並び順について、自助が先頭に来るという認識だったが、「公・共・私」と表現されている。何か意図があるのか。</p>	<p>市が策定する計画のため、「公・共・私」という表現が一般的だが、記述の方法について、策定機関である社会福祉審議会の地域福祉専門分科会に諮って検討する。</p>
第3章「計画の基本的な考え方」 1(3)イ 44頁 第4章「計画の取組」 55頁	<p>計画からは、町内会の姿がイメージできない。市は町内会の位置づけや役割について、どのように考えているか。</p> <p>また、市職員は、地域の活動を立ち上げる際に、もっと現場で関わってほしい。</p>	<p>第3章で地縁団体として共助の役割を担うものと位置づけ、第4章では、施策ごとに《市民・地域に期待される役割》の項目の中で記載している。</p> <p>地域の課題を地域で解決するため、地域ごとに市民サービスセンターを整備し、地域住民と職員の顔の見える関係の構築に努めている。</p>
第4章「計画の取組」 施策1 58頁	<p>小・中学校の教育カリキュラムに、福祉の意義などについて教えることなどを盛り込むように働きかけてはどうか。</p>	<p>1-1-1「福祉教育の推進」は重要な福祉課題の一つとして、第4章の「市の取組」にも掲載している。今後も市教育委員会等と連携を図り、取組の推進に努めていく。</p>

## 6 秋田市社会福祉協議会 H30.12.17

項目	意見内容	基本的な考え方・対応
第4章「計画の取組」 施策2 62・65頁	ボランティア活動の充実強化や災害時に備えた担い手の拡充を図るため、ボランティアセンター機能の強化について地域福祉計画に位置づけてほしい。	意見を踏まえ、1-2-3「福祉ボランティア活動の推進」の欄を修正したほか、《市民・地域に期待される役割》の該当分も修正した。
第4章「計画の取組」 施策2 64・65頁	介護支援ボランティアについて、活動が増加しており地域福祉の担い手として重要な役割を果たすと考えられることから、制度の充実強化と体制整備について地域福祉計画に位置づけてほしい。	当該事業については、《市の取組》1-2-8「介護支援ボランティアの推進」のほか《市民・地域に期待される役割》に記載しており、制度の充実強化と体制整備については、状況に応じて適宜個別に対応するため、計画の追記・修正は行わない。
第4章「計画の取組」 施策5 85頁	社会福祉法第106条の3および厚生労働省の指針を踏まえ、秋田市社会福祉協議会にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置を検討していることから、この取組を地域福祉計画に位置づけてほしい。	意見を踏まえ、《市民・地域に期待される役割》に追記した。
第4章「計画の取組」 施策6 88・90頁	秋田市社会福祉協議会では、法人後見制度の導入を検討していることから、制度の必要性について地域福祉計画に位置づけてほしい。	意見を踏まえ、《市の取組》3-6-3「成年後見制度の普及啓発」を修正したほか《市民・地域に期待される役割》の当該記載内容を施策5から施策6へ移動した。